

# 進路だより

大阪府立すながわ高等支援学校進路職業部

R5年4月10日発行

## 7期生36名！社会人としてスタート！！

令和5年3月3日（金）に7期生36名が本校を巣立ち、4月からそれぞれの進路先で新生活をスタートさせています。例えば7期生は新型コロナウイルス感染症拡大により、職場見学や現場実習の機会を奪われるなど大きな影響を受けました。十分な経験を積むことができない中、「進路先がちゃんと決まるのか？」と不安な気持ちになった人もいたと思います。しかし、7期生の先輩たちは逆境に負けず、前向きな気持ちで粘り強くチャレンジしました。その結果、25名が企業就労することができました。苦勞して勝ち取った「仕事」を大切に、立派な社会人として活躍してくれるのを心より願っております。在校生の皆さんも、先輩達のように何事にもチャレンジ精神で取り組み、自分自身の成長のチャンスを逃さないようにしてください！

令和4年度卒業生の進路状況について、報告させていただきます。（共生推進室の生徒含む36名）

### <令和4年度卒業生 進路内訳>

| 進路内訳  | 人数 |
|-------|----|
| 企業就労  | 25 |
| 福祉就労  | 10 |
| 能力開発校 | 1  |
| 合計    | 36 |

### <企業就労者 雇用形態内訳>

| 雇用形態内訳      | 人数 |
|-------------|----|
| 無期雇用者       | 6  |
| 有期雇用者       | 15 |
| 就労継続支援A型事業所 | 4  |
| 合計          | 25 |

### <企業就労者 業種分類>

| 業種    | 人数 |
|-------|----|
| 事務    | 4  |
| 販売    | 3  |
| サービス業 | 6  |
| 農林漁業  | 1  |
| 生産工程  | 2  |
| 運搬・清掃 | 9  |
| 合計    | 25 |

### <福祉就労者 利用サービス内訳>

| 利用サービス内訳    | 人数 |
|-------------|----|
| 就労移行支援事業所   | 6  |
| 就労継続支援B型事業所 | 4  |
| 合計          | 10 |



れいわ ねんど 令和5年度 しんろしどうねんかん 進路指導年間スケジュール

| R5年 | 1 年     |                | 2 年     |          | 3 年     |           |
|-----|---------|----------------|---------|----------|---------|-----------|
| 4月  |         |                |         |          | 10日(月)  | 進路懇談(保)   |
| 5月  | 9日(火)   | 職場見学           |         |          |         |           |
|     | 13日(土)  | 進路説明会(保)       | 13日(土)  | 進路説明会(保) |         |           |
| 6月  | 9日(金)   | 実習説明会(保)       |         |          |         |           |
|     | 27日(火)  | ペア実習           | 1日(木)   | 実習説明会(保) | 25日(木)  | 実習説明会(保)  |
|     | ~29日(木) | (3日間)          | 19日(月)  | 現場実習     | 7日(水)   | 現場実習      |
|     |         |                | ~30日(金) | (10日間)   | ~20日(火) | (10日間)    |
| 7月  |         |                |         |          | 18日(火)  | 実習評価懇談    |
|     |         |                |         |          | ~26日(水) | (保)       |
| 8月  |         |                |         |          |         |           |
| 9月  |         |                |         |          |         | 追加実習      |
|     |         |                |         |          |         | (随時)      |
| 10月 |         |                | 13日(金)  | 実習説明会(保) | 4日(水)   | 実習説明会(保)  |
|     | 19日(木)  | 実習説明会(保)       |         |          |         |           |
|     |         |                | 30(月)   | 現場実習     | 16日(月)  | 現場実習      |
|     |         |                |         |          | ~27日(金) | (10日間)    |
| 11月 | 6日(月)   | 現場実習           | ~10日(金) | (10日間)   |         |           |
|     | ~10(金)  | (5日間)          | 未定      | 福祉懇談(保)  |         | 実習結果懇談(保) |
|     | 29日(水)  | 実習報告会(保)       | (2月末まで) | スタート     |         | (必要に応じて)  |
| 12月 |         |                | 4日(月)   | 実習報告会(保) |         |           |
| 1月  |         |                |         |          | 未定      | 重度判定(保)   |
| 2月  |         |                |         |          |         |           |
| 3月  | 12日(火)  | 専門教科<br>プレゼン大会 |         |          | 4日(月)   | 卒業式       |

※(保)は保護者の方にご来校いただく行事となります。

※PTA進路先見学会、PTA進路講演会についても日程が決まり次第、ご案内させていただきます。

## 福祉サービス事業所について学ぼう！

### 就労移行支援事業所とは？

就職したい、仕事をしたいという意欲はあっても、障がい者の働く場は限られています。そこで、就職するための訓練の場として設けられているのが、障害福祉サービスの一つである「就労移行支援事業所」です。利用期間は原則2年で、一般企業への就職をめざすためのサービスです。利用を考えている場合は、いくつかの事業所を見学した上で自分にあった事業所を選び、学校を通して実習を行います。その後、正式な利用に向けての手続きを行います。

### ＜企業就職をめざして訓練をおこなう＞

就労移行支援の基本は、企業が求める能力・知識と障がい者の能力・知識のギャップを埋めることにあります。障がい者の能力に対応していくつかのプログラムが用意され、仕事に関する知識やスキルアップが行われます。また、就職活動のサポートはもちろん、就職後も長く働き続けられるよう職場への定着支援も行われています。プログラムの内容は、事業所によって異なります。

#### 【プログラムの一例】

|      |                                |
|------|--------------------------------|
| 訓練   | ビジネスマナー、軽作業、施設外就労、履歴書作成、面接練習など |
| 就労支援 | 就職するまでの具体的な流れや、企業の探し方などのサポート   |
| 同行支援 | ハローワーク、面接、企業実習などへの同行、サポートなど    |
| 定着支援 | 就職後、企業への訪問など、仕事が続けられるようにサポート   |
| 企業実習 | 訓練を通して得た知識を実践の場で試す             |

### 就労移行支援の流れ

| 計画作成                                                            | 就職準備                                                   | 体験・実習                                    | 就職活動                                                  | 就職後                                                 |
|-----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|------------------------------------------|-------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 本人の希望、得意なこと、苦手なこと、これまでの就職活動の状況や課題などを聞き取ったうえで、就労支援員と就職に向けた計画を作る。 | 作成した計画を基に、作業スキルの習得や、生活リズムの安定等を目的とした訓練を行い就職活動に向けた準備を行う。 | 事業所での作業や対人スキルが身に付いたら、実際に企業等での職場体験や実習を行う。 | ハローワークへ行き求人を探る。履歴書を書いたり、面接の練習を行うなど、支援員に相談しながら就職活動を行う。 | 就職後（6か月間）定期的に支援者と面談を行い、職場でうまくいっているか、悩みごとがないかなど相談する。 |

※事業所によって、移行支援の流れは異なりますので、見学に行かれた際に確認してください。

## ＜就労移行支援を利用するためには？＞

「就労移行支援」などの福祉サービスを利用するには、「障害福祉サービス受給者証」という書類を発行してもらう必要があります。お住いの区市町村役所の障害福祉窓口で申請し、サービス受給者証の発行が行われた後、利用する就労移行支援事業所と利用契約を結びます。



## ＜利用料金は？＞

就労移行支援の利用料は1割が自己負担で、残りの9割は自治体が負担します。さらに、前年度の世帯収入などに応じて月ごとの負担額が軽減される「負担上限額」が設けられています。世帯収入は本人と配偶者の金額の合計であり、保護者の収入は換算されません。（就労移行支援事業所に通うための交通費や昼食代は利用料の中に含まれません。）

## ＜賃金・工賃はない＞

就労移行支援は、一般の会社への就職をめざすことを前提とした支援です。支援の一環として行われる就労移行支援施設での作業は、あくまで訓練ですので、原則として賃金は支払われません。ただし、一部の事業所では、訓練の一環として企業から業務を受託して報酬を得たり、事業所外での職場実習などを行うことで、工賃が支払われることがあります。

## ＜事業所情報＞ 本校の卒業生や現場実習でお世話になっている事業所をいくつか紹介します。

| 事業所名             | 所在地                                           |
|------------------|-----------------------------------------------|
| み・らいずワークス なんば校   | 大阪市浪速区元町 2-8-5-2F （南海難波駅 徒歩 8 分）              |
| クロスジョブ鳳          | 堺市西区鳳東町 1-7-1 平兵衛ビル 3 階 （JR 鳳駅 徒歩 3 分）        |
| リトハウス堺           | 堺市堺区戎島町 4-45-1 ボルタスセンタービル 5F<br>（南海堺駅 徒歩 3 分） |
| ワークショップかりん       | 泉大津市豊中町 2-8-19 （JR 和泉府中駅 徒歩 20 分）             |
| とらいあんぐる          | 泉大津市板原町 2-12-46 （JR 和泉府中駅 徒歩 20 分）            |
| 障がい者支援センターてんとうむし | 岸和田市八阪町 1-5-37 （南海岸和田、JR 東岸和田徒歩 10 分）         |
| ワークショップ トリガー     | 岸和田市尾生町 5-2-28 （尾生バス停 徒歩 5 分）                 |
| カイツカ・ベース         | 貝塚市浦田 887 （南海二色浜駅 徒歩 2 分）                     |
| ワークスタジオ まごころ     | 阪南市下出 37-5 プライマリー医療ビル 3 階 （南海尾崎駅 徒歩 1 分）      |

スペースの関係であまり紹介できませんでしたが、各地域にたくさんの事業所があります。進路指導のてびきを参考にしてください。ご質問等があれば、進路担当までご連絡ください。